

日本獣医師会学会学術誌投稿規程

(平成25年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会学会学術誌編集等規程（以下「編集規程」という。）第4条第2号の規定に基づき、編集規程第1条に規定する学会学術誌への投稿方法、投稿区分等投稿に関する事項を定めるものである。

(投稿資格及び条件)

第2条 筆頭著者となることのできる者は、社団法人日本獣医師会定款施行細則第2条の2第1項で定める日本獣医師会の会員構成獣医師又は社団法人日本獣医師会定款第13条第1項で定める賛助会員（個人に限る。）とするが、これ以外の者が筆頭著者となるにあたっては、原則として別に定める投稿料を納付するものとする。

2 投稿の条件は、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿の範囲は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とし、他誌へ未発表かつ未投稿のものとする。
- (2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱い、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）に基づき、動物愛護の趣旨に則し、適正な対応がなされており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。
 - イ 人又は動物の保健衛生に関する学術の進歩及び社会福祉の向上のために十分意義あるものであること。
 - ロ 必要最小限の数の動物を用いており、他の手段では代替できないものであること。
 - ハ 動物の不必要な苦痛を避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること。

(原稿の受付日及び採用日)

第3条 投稿原稿は、事務局に到着した日を受付日とし、日本獣医師会学会運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）が採択を決定した日を採用日とする。

(原稿審査の手順等)

第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の手順により行う。

- (1) 事務局に投稿された原稿については、編集規程第3条第4号で定める委員長及び同条第5号で定める副

委員長により受付の可否を判断する。

- (2) 受け付けた原稿は、副委員長が編集委員の中から選任する担当編集委員により審査に付される。
- (3) 担当編集委員は、内容に応じて専門家に原稿の審査を依頼することができる。
- (4) 担当編集委員は、審査の結果、新規性、有用性、信頼性、論文の完成度等をもって本誌への掲載が適正と判断した原稿について採択する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し、不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て、速やかに著者へ返送される。

(投稿の区分)

第5条 学会学術誌の投稿区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 総説：学界において認められた業績、最近の国内外の研究又は獣医学界の研究動向等を解説したもの
 - (2) 原著：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する研究論文
 - (3) 短報：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する新しい知見、症例報告等、速報的な短い論文
 - (4) 技術講座：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する技術及び検査方法等を教育的に解説したもの
 - (5) 資料：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する学術情報、統計等を解説的に紹介したもの
- 2 投稿区分は、前項の規定によるほか、必要に応じ委員会において希望投稿区分を変更、そのものに限定した区分名称を付すことができる。

(投稿要領)

第6条 投稿要領は、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿には、別紙様式による投稿票に所定の事項を記載したものを同封する。
- (2) 投稿原稿は、正副併せて4部を提出するものとする。
- (3) 原稿は、A4判用紙を使用し、1頁（片面）を25字×24行として行間を十分あけ、明朝体を用い横書きでページを付す。
- (4) 原稿の枚数【表題、和文要約、英文要約（SUMMARY）、本文、図（写真を含む）・表等すべて】及び刷り上り頁数は、次の表のとおりとする。なお、これを超過している場合は、投稿原稿を受け付けないことがある。

掲載区分と投稿原稿枚数

掲載区分	投稿原稿枚数 A 4判 (25字×24行)	刷り上り 頁 数
総 説	24 枚	6 頁以内
原 著	20 枚	5 頁以内
短 報	16 枚	4 頁以内
技術講座	16 枚	4 頁以内
資 料	8 枚	2 頁以内
学会関係情報	学会の活動状況、関連集会の開催等、 学術関係情報の提供など	

(5) 原稿は、封筒の表面左側に「産業動物臨床・家畜衛生関連部門原稿」、「小動物臨床関連部門原稿」又は「獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門原稿」と投稿を希望する獣医学術部門名を明示したうえで、事務局あてに送付する。ただし、必要に応じ委員会において投稿を希望する学術部門を変更することがある。

(執筆要領)

第7条 執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 原著及び短報

イ 用語：原稿の記述はすべて和文とし、現代かなづかいを使用する。漢字は専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、論文中で初めて使用する箇所ですべての単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。学名及び常用されているラテン語等、イタリックで示すものにはアンダーラインを付す。数字は算用数字を用い、度量衡の単位及び略語はCGS単位又はSI単位を用いる。また、数字及び英字は2字で1文字とし、ワープロの場合は半角文字を用いる。

〔例〕度量衡の単位及び略語：

mol, mmol, N, %, m, cm, mm, μ m, nm, pm, cm², kl, dl, l, ml, μ l, kg, g, mg, μ g, ng, pg, hr, min, sec, rpm, Hz, Bq, cpm, dpm, ppm, ppb, °C, J, pH, LD₅₀, IU, kDa

外国語—外国人名、外国機関名等は、原語のまま第1字を大文字で記述する。ただし、国名、地名等は原則としてカタカナで表示する。

動植物名—動植物名は、原則として漢字を使用する。ただし、一般的に使用されているものに限り、それ以外のものはカタカナで表示する。

薬品・機器名—薬品名は、原則として一般名又は局方名を使用し、カタカナで表示する。また、機器名等は原則として一般に使われている名称を和文で表示する。

ロ 第1頁（表紙）：最上段左側に部門名、希望投稿区分及び「新規」（新規投稿原稿の場合）あるいは「継続」（継続審査原稿の場合）の表示を赤字で明記する。次いで、表題、著者名、所属機関名及び所在地住所（郵便番号を含む）を和文で記載する。表題は、研究内容を的確かつ端的に表現したものとし、原則として副題は付けない。著者の所属は、研究実施時の所属機関とする。ただし、筆頭著者に所属の異動があった場合は、著者が希望すれば、現所属機関名及び住所を付記することができる。また、最下段には連絡責任者の所属、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記入し、別刷を希望する場合には必要部数を赤字で明記する。さらに、表題が28字を超える場合には、28字以内の柱（ランニングヘッド）を記入する。

ハ 第2頁（和文要約）：字数は360字以内とし、論文内容を要約して明確に述べる。要約の最下段には、原著では5語以内、短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。

ニ 第3頁（英文要約（SUMMARY））：英文の表題、著者名、著者の所属機関名及び所在地住所（郵便番号を含む）を記載する。筆頭著者の所属機関は研究実施時のものとする。ただし、所属の異動があった場合は、著者が希望すれば現所属機関及び住所を付記することができる。次いで、250ワード以内の英文要約を行間を広げて記載する。英文要約（SUMMARY）の最下段にはKey wordsをABC順に記載する。

ホ 第4頁以降は本文とし、原則として次の項目に区分して記述する。ただし、短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが、内容はこれらの項目に従って記述する。なお、記述にあたっては、数字を用いて項目分けすることはしない。

緒言＝見出しは付けず、研究目的を理解するうえで必要な背景に的を絞って、問題点を明確に記述する。
材料及び方法＝実験の追試ができるような内容で記述する。入手容易な文献に記載された方法等を使用する場合は、文献引用のみとし、改めて方法を記述する必要はないが、入手困難な文献、部分的修正を加えた方法を用いる場合等には、簡明に内容を記述する。また、新しい方法、複雑な方法等は、詳細にしかも理解しやすく整理して記述する。なお、本文中に一般名等で記載した薬品機器等の商品名及びメーカー等は、一般名称の直後に括弧内で記載する。さらに第2条第2項第2号に基づき、動物実験については、所属研究機関の動

物実験ガイドライン（指針）及び動物実験委員会を有する際は、ガイドライン（指針）の適用及び同委員会の許可を得て実験を行った旨をその名称とともに記載する。

成績＝各項目ごとに分けて、「材料及び方法」の項で述べた順序に合わせて記述する。内容は十分に推敲し、必要事項のみを明確に記述する。また、結果の解釈は考察に記述する。

図・表・写真＝図（イラストレーションを含む）は、黒インクでA4版の白紙又は青色方眼紙を用いて、表題を付け、必要な成績のみを理解しやすくまとめる。なお、図は原図から直接製版できるものを提出する（印刷工程の際、新たに作図する経費等は著者負担とする）。

表は、縦罫線を入れないで作成する。

写真は、白黒でコントラストの明瞭なものとし、表題と簡単な説明を付け、原寸印刷が可能のように必要部分を横7.8cm、縦6.0cm又は横15.5cm、縦10.0cmに整形して台紙に貼付する（全体を糊付けするのではなく、コーナーのみを糊付けする）。また、カラー印刷を希望する場合は、その旨を明記する（費用は著者負担とする）。なお、写真は図と併せて一連の番号を付け、初回投稿時には4部すべての原稿にオリジナルを添付する。（修正原稿提出時には変更がない限りコピーでも可とする）。デジタル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる。

図及び表は、1点をそれぞれ1枚の台紙に貼付（デジタル画像も1枚ごとに印刷）し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する。さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

考察＝得られた実験成績について、従来の学説、既報の成績等に照らし合わせてどのように解釈し評価（意義付け）するかを論述する。ただし、文脈上やむを得ない場合を除いて、「緒言」及び「成績」で記述したことを重複して述べない。なお、謝辞は本文の文末に入れることができる。

引用文献＝研究に密接に関係のあるものを引用する。引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌等は原則として引用できない。引用文献は、文中に最初に引用された順に配列し、本文中では引用箇所「[1, 3-5]」のように記載する。記述は、著者名、論文のタイトル名、誌名、巻、頁、年次とする。

また、単行本の場合は、著者名、記事のタイトル名、書名、訳者名、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次とする。

和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているものはこの限りではない（例：日獣会誌、日獣誌など）。欧文誌名の省略はJournal Title Abbreviationsによる。指定のないものは省略しない。

また、著者は次の具体例を参考に全員列記する。なお、訳者は1名のみ記載し、その他は和文では「他」とし、英文では「et al」とする。

【引用文献の具体例】

（本例は、ワープロで記述しやすい方法で表示したものである。）

○雑誌の場合

- [1] 青山太郎, 青山花子, 赤坂次郎: 子牛の開放性骨折の1例, 日獣会誌, 45, 115-120 (1992)
- [2] 青山太郎, 青山花子, 江戸三郎, 東京 愛: 犬のレプトスピラ症の抗原検出法, 日獣誌, 30, 135-138 (1992)
- [3] Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120-124 (1989)
- [4] Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126-130 (1992)
- [5] Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in japan, Am J Vet Res, 53, 155-160 (1992)

○単行本の場合

- [1] 神田一郎: マイコプラズマ, 獣医微生物学, 江戸三郎編, 第1版, 100-103, 青山堂出版, 東京 (1992)
- [2] Smith J: マイコトキシン中毒, 選択毒性, 赤坂次郎訳, 250, 学会出版センター, 東京 (1989)
- [3] Roitt IM: Immunophoresis, Immunology, Fred OG, et al eds, 2nd ed, 150-160, Grower Med Publ, London (1989)

(2) 原著及び短報以外のもの

イ 用語: 原著及び短報と同様とする。

ロ 第1頁(表紙): 原著及び短報と同様とする。

ハ 第2頁(英文表題等): 英文の表題, 著者名, 筆頭著者の所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。筆頭著者の所属機関は, 研究実施時のものとする。ただし, 所属の異動があった場合は, 著者が希望すれば現所属機関名及び住所を付記することができる。

ニ 第3頁以降は本文とし(和文要約及び英文要約(SUMMARY)は不要), 原著及び短報のように区分して記述する必要はないが, 内容はこれらの区分に従って記述する。図・表・写真及び引用文献は, 原著及び短報と同様とする。

ホ 総説等の依頼原稿についてもイからニのとおりとする。

(著作権)

第8条 学会学術誌の著作権については、日本獣医師会雑誌編集等規程第6条の規定に基づき、掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。

(著者負担金)

第9条 次に掲げる料金は、著者が負担するものとし、負担金額は実費相当額として別に定めることとする。

- (1) 第2条第1項に規定する別に定める投稿料
- (2) 刷り上り頁数が第6条第4号で定める頁数を超過することを委員会によって認められた場合の超過頁の印刷料
- (3) 第7条第1号のホ又は第2号のニで定める原図の作成料
- (4) 第7条第1号のホ又は第2号のニで定める写真等のカラー印刷料
- (5) 著者からの注文により作成する別刷の印刷料

(原稿の処理等)

第10条 学会学術誌に掲載した投稿原稿は返却しない。

第11条 学会学術誌の編集及び校正は委員会が行う。ただし、初校は著者が行い、初校時の内容の追加、変

更は原則として認めない。

第12条 投稿原稿に関する照会先は、次の日本獣医師会事務局とする。

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
新青山ビルディング西館23階

日本獣医師会事務局

☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : info@nichiju.lin.gr.jp

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は、委員会の意見を聴いて委員長が処理する。

附 則（平成23年4月1日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定）

- 1 この日本獣医師会学会学術誌投稿規程（以下「投稿規程」という。）は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この投稿規程の施行に伴い、日本産業動物獣医学会誌投稿規程、日本小動物獣医学会誌投稿規程及び日本獣医公衆衛生学会誌投稿規程（平成2年2月27日制定）は、廃止する。

附 則（平成25年2月9日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会一部改正）

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

「日本獣医師会学会学術誌」投稿票

*原稿番号	*受付日 年 月 日
題名：	
著者及び所属（連絡責任者）：	
連絡先（住所・所属機関名称・TEL・FAX・E-MAIL）： 住 所 〒 所属機関名称 TEL FAX E-MAIL	
希望する学術部門名： ・産業動物臨床・家畜衛生関連部門 ・小動物臨床関連部門 ・獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	
投稿区分： 総説・原著・短報・技術講座・資料・その他（ ）	
原稿枚数： ページ（図 枚，表 枚）	
チェックリスト（著者が投稿前に確認） <input type="checkbox"/> 規定の部数（正副4部同封） <input type="checkbox"/> 1頁の文字数（400字詰め・25字×24行）及び書体（明朝体） <input type="checkbox"/> 表紙の記載事項 部門名（赤で記入），区分（赤で記入），新規・継続の別（赤で記入），ランニングヘッド（28字以内）， 連絡先及び連絡責任者（連絡先は和文、英文ともに記載），別刷希望数（希望する場合赤で記入） <input type="checkbox"/> 区 分（内容との合致）	

著者署名：

本原稿を投稿するに際し、①日本獣医師会学会学術誌投稿規程第 2 条の投稿資格及び条件を満たし、②同規程第 8 条の著作権の帰属を許諾するとともに、③著者全員が、本原稿を投稿規程に則って作成し、その内容に責任を有することを確認する。

年	月	日	筆頭著者	印
			著 者	
			著 者	
			著 者	
			著 者	
			著 者	
			著 者	